

「余裕期間制度」に関するQ & A

1. 契約手続等について

1-1) 契約保証の保証期間は？

契約保証の保証期間については、余裕期間と実工期を合わせた全体工期を含むものとします。

1-2) コリズ登録はどのようにすればよいか？

コリズの受注時登録については、通常の工事と同様、契約締結後10日以内に登録申請するものとし、工期及び技術者等の従事期間は実工期で登録するものとします。

1-3) コリズ登録時に現場代理人が決定していない場合はどのようにすればよいか？

コリズの受注時登録において、現場代理人を含む技術者登録は必須項目になるため、配置予定の現場代理人で受注登録を行い、決定してから変更登録を行ってください。

1-4) 工事工程表や施工計画書の提出時期は？

通常の工事と同様、工事工程表については契約締結後14日以内に、施工計画書については現場着手日までに提出してください。

注) 工事工程表には、余裕期間内（現場着手日より前）に準備工等を記入することはできません。

1-5) 余裕期間中に工事履行報告書は提出する必要があるか？

通常の工事と同様、工事履行報告書については毎月提出してください。

ただし、現場着手はできませんので、予定工程ならびに実施工程は「0%」となります。そのため、備考欄に「余裕期間中」または「現場着手日〇月〇日」等を記載することが望ましいです。

1-6) 余裕期間を必要としない場合の契約方法は？

「余裕期間制度」の適用工事の場合は、余裕期間を必要としない場合であっても「現場着手日報告書」を提出のうえ、工期末を定めての契約となります。

2. 余裕期間中の配置技術者等について

2-1) 主任（監理）技術者の専任は必要か？

余裕期間中については、工事現場への専任は要しないものとします。

2-2) 現場代理人の常駐は必要か？

余裕期間中については、工事現場に常駐しなくてもよいものとします。

2-3) 配置技術者を設置できなくなった場合は？

契約締結後、技術者を設置できないことが明らかとなった場合は、契約を解除するとともに、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日青監第633号）に基づく指名停止の措置及び建設業法に基づく監督処分が行われます。

2-4) 総合評価落札方式における配置予定技術者の扱いは？

通常の工事と同様、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができますが、審査は候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価します。

なお、施工中の配置技術者の変更にあたっては、変更後の技術者は技術資料提出時に記載した配置予定技術者の能力と同等以上の能力が必要となります。

3. 余裕期間中の対応について

3-1) 余裕期間中にできる準備等の内容は？

余裕期間中であっても、次のような行為等を行うことができます。

- ・資機材の購入、技能労働者の手配、下請負人との契約
- ・施工図の作成、構造チェック、数量計算

3-2) 余裕期間中にできない準備等の内容は？

余裕期間中は、主任（監理）技術者を設置していないため、現場着手できません。次のような行為等は建設工事の一部とみなされる場合もあり、余裕期間中は行わないこととします。

- ・現場事務所の設置
- ・資機材の現場への搬入
- ・準備工事（丁張の設置、支障物撤去、試掘、樹木伐採、除草、現場の仮囲い、交通規制など）

3 - 3) 不測の事由が発生し、報告した現場着手日より前に着手する必要がある場合は？

自然的条件または人為的な施工条件等の変更に伴い、報告した現場着手日より前に現場着手する必要がある場合は、受発注者協議のうえ工事打合簿等により、発注者は現場着手を指示することができるものとします。なお、その場合、工期末の変更は行わないものとします。

注) 受注者は、現場着手日までに必要な書類等を提出する必要があります。

3 - 4) 不測の事由が発生し、現場着手日に着手できなくなった場合は？

受注者の責によらない事由により、現場着手日に着手できなくなった場合は、「工事一時中止に係るガイドライン」に基づき適切に対応してください。

なお、余裕期間中は一時中止期間に含みません。